



海洋汚染の現状

(令和3年1月～令和3年12月)



海上保安庁 警備救難部 環境防災課

目 次

| | |
|---|-------|
| はじめに | 1 |
| I 海洋汚染の確認状況 | |
| 1 海洋汚染確認件数の推移 | 2 |
| 2 海域別海洋汚染確認件数 | 2 |
| 3 油による海洋汚染 | 5 |
| 4 有害液体物質による海洋汚染 | 12 |
| 5 廃棄物による海洋汚染 | 13 |
| 6 外国船舶による海洋汚染 | 14 |
| II 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況 | 15 |
| まとめ | 19 |
| ★資料編 | |
| 資料 1 物質別海洋汚染確認件数（過去 10 年分） | 資-1 |
| 資料 2 海域別海洋汚染確認件数（過去 5 年分） | 資-2 |
| 資料 3 排出源別海洋汚染確認件数（過去 5 年分） | 資-3 |
| 資料 4 原因別海洋汚染（排出源不明のものを除く。）確認件数（過去 5 年分） | 資-4 |
| 資料 5-1 船舶からの油排出による海洋汚染排出原因及び船種別 | 資-5-1 |
| 資料 5-2 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意） 作業内容及び船種別 | 資-5-2 |
| 資料 5-3 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意） 取扱不注意の原因及び船種別 | 資-5-3 |
| 資料 5-4 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意） 取扱不注意の原因及び作業内容 | 資-5-4 |
| 資料 6 外国船舶による海洋汚染（過去 5 年分） | 資-6 |



表紙写真：第 22 回

「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」
特別賞（国土交通大臣賞）受賞作品
小学生高学年の部
広島県 広島市立皆実小学校 4 年生
堀池 袖羽（ほりいけ ゆずは）さんの作品

はじめに



「海と日本プロジェクト」と連携した海浜清掃（鳥取県）

四面を海に囲まれた我が国は、「海」から多くの恩恵を受け、「海」とともに豊かに発展を遂げてきました。海上保安庁は、昭和 23 年の創設以来、この豊かな海を後世まで引き継ぐとともに、国民の皆さまが安全・安心に暮らすことができるよう、「正義仁愛」の精神のもと、領海警備、海洋の秩序維持、海難の救助、海上防災、海洋環境の保全、海洋調査、海上交通の安全確保等に従事しています。

海上保安庁では、私たちの共通の財産である海を美しく保つため、「未来に残そう青い海」をスローガンに、巡視船艇・航空機等による監視、緊急通報用電話番号「118 番」への通報を基にした調査又は取締り等から、海洋汚染の発生状況等の把握に努めています。

海洋汚染は、大半が取扱不注意による人為的な要因により発生していることから、海洋汚染を防止し、海洋環境を保全するため、国民の皆様の意識を高めさせていただくことを目的として、ボランティアや地方公共団体とも連携し、全国各地で海洋環境保全に関する指導・啓発活動を実施しています。

本紙は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に発生した海洋汚染の現状及び海洋環境保全活動を取りまとめたものになりますところ、皆様の海洋環境保全に対する理解が深まれば幸いです。



しょう戒中の航空機と海浜清掃中の児童（愛知県）



図画コンクール表彰式等（沖縄県）

I 海洋汚染の確認状況

1 海洋汚染確認件数の推移（資料1 参照）

海上保安庁が令和3年1月1日から12月31日までの間（以下「令和3年」という。）に我が国周辺海域において確認した海洋汚染の件数（以下「海洋汚染確認件数」という。）は、493件となり過去10年間で最多となりました。

令和3年の海洋汚染確認件数は、前年の令和2年（以下「前年」という。）の453件に比べ40件増加しています（過去10年の平均件数426件）。

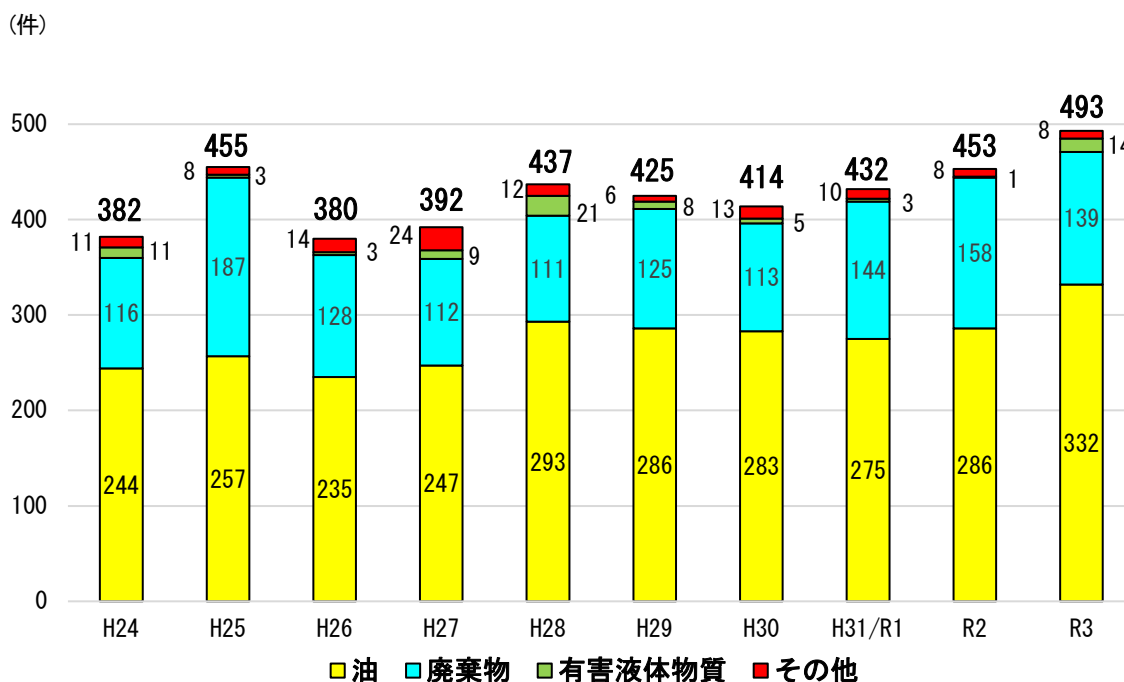
海洋汚染確認件数の海洋汚染物質別（油、廃棄物、有害液体物質及びその他の別）では、油による海洋汚染確認件数が過去10年で最も多く332件（67%）で、前年の286件に比べ46件増加しています（過去10年の平均件数274件）。

油の次に海洋汚染確認件数が多いのは、廃棄物によるもので、その件数は139件（28%）であり、前年の158件に比べ19件減少しています（過去10年の平均件数133件）。

有害液体物質による海洋汚染確認件数は14件（3%）で、前年の1件に比べ13件増加しています（過去10年の平均件数8件）。

※本資料の構成比は小数点以下第1位を四捨五入し表記しているため、合計が100%にならない場合があります。

海洋汚染確認件数の推移



2 海域別海洋汚染確認件数（資料2 参照）

海域別では、瀬戸内海が114件（23%）と最も多く、次いで九州沿岸が61件（12%）、北海道沿岸と本州東岸が同数で55件（11%）の順となっています。

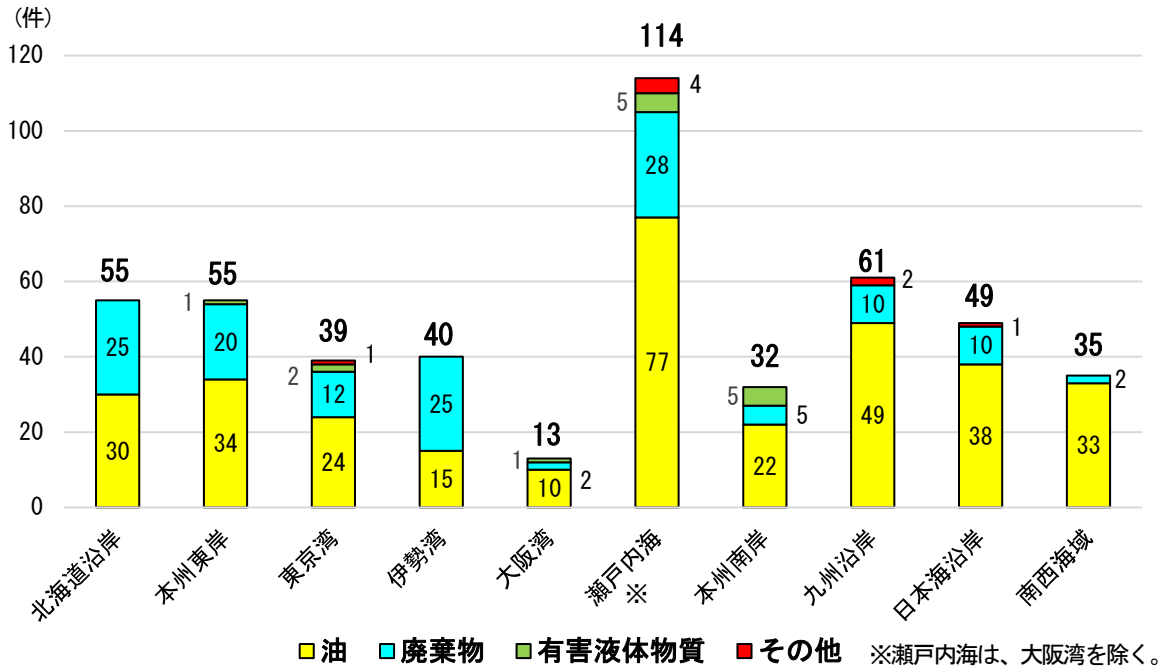
海洋汚染物質別では、油による海洋汚染確認件数は、合計332件でしたが、瀬戸内海が77件（23%）と最も多く、次いで九州沿岸の49件（15%）、日

本海沿岸の 38 件（11%）の順となっています。

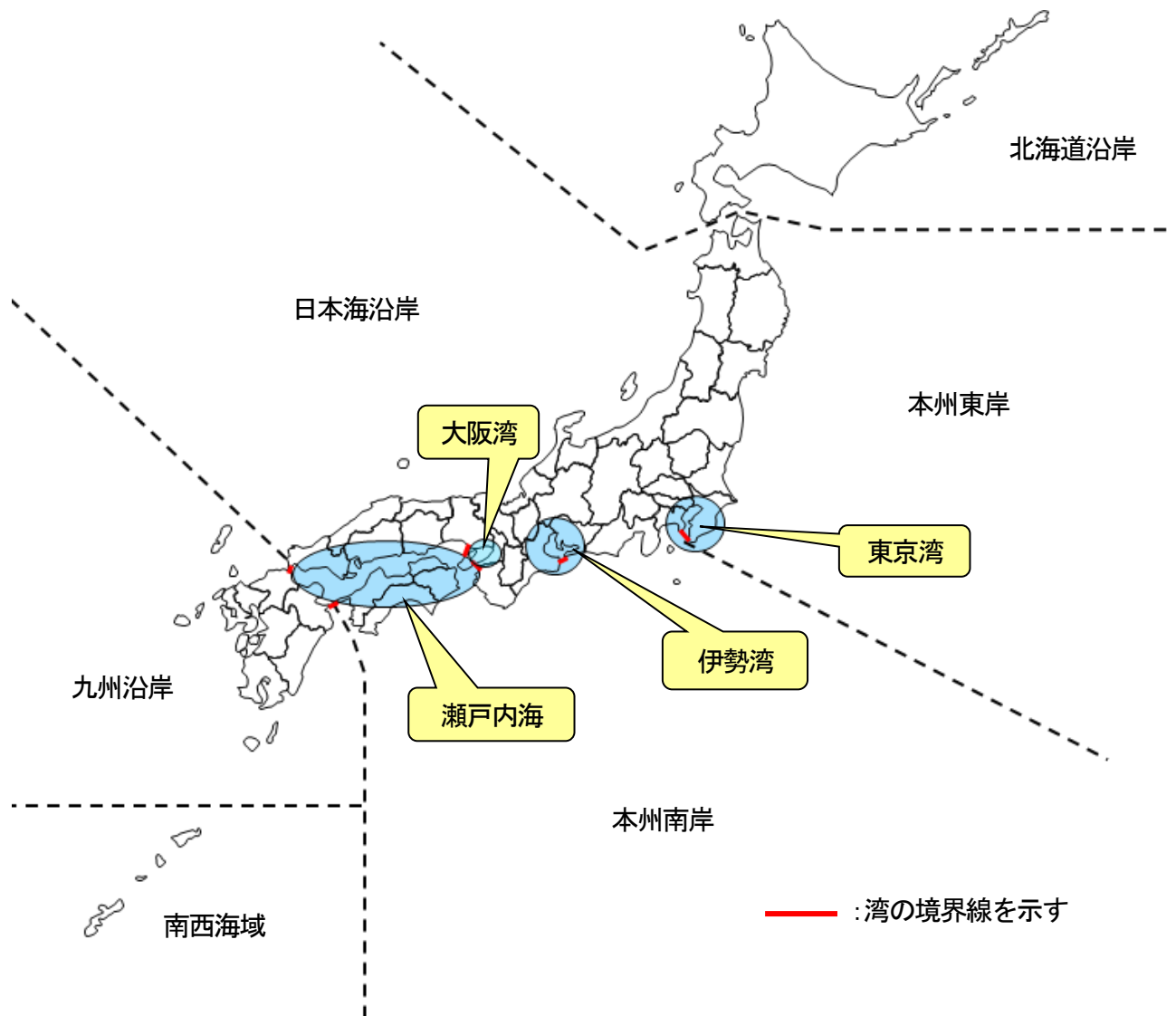
廃棄物による海洋汚染確認件数は、合計で 139 件でしたが、瀬戸内海が 28 件（20%）と最も多く、次いで北海道沿岸と伊勢湾が同数で 25 件（18%）、本州東岸の 20 件（14%）の順となっています。

有害液体物質による海洋汚染確認件数は、合計で 14 件でしたが、瀬戸内海と本州南岸が同数の 5 件となっています。

海域別海洋汚染確認件数



海域区分図



3 油による海洋汚染（資料3、4、5参照）

油による海洋汚染は、合計で332件（前年286件）確認され過去10年で最多となっています。

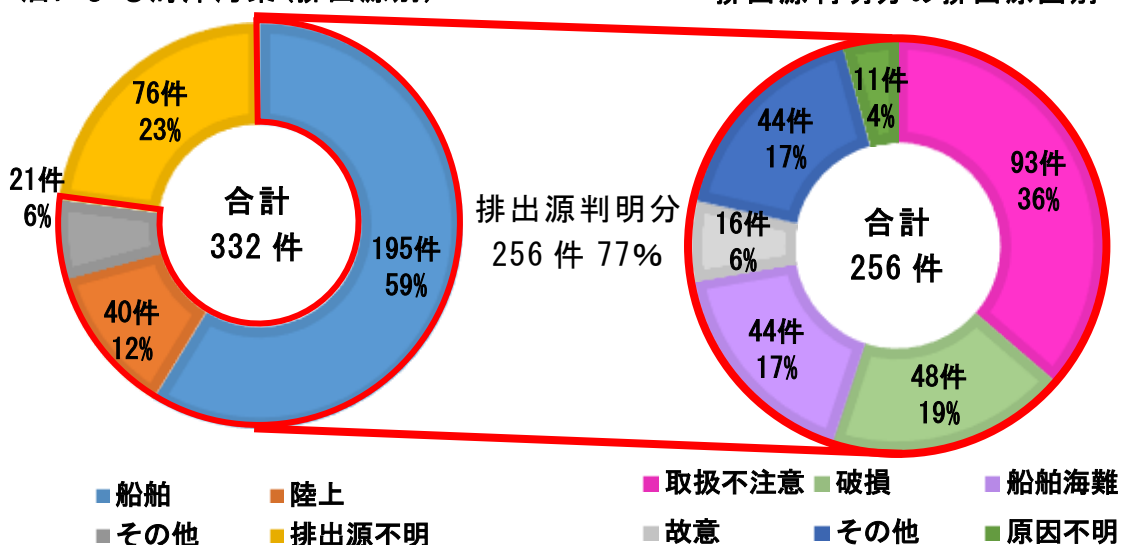
排出源別では、船舶からの油排出が195件（前年167件）と最も多く、次いで陸上からが40件（前年49件）、排出源不明が76件（前年61件）、その他が21件（前年9件）となっています。

排出原因が判明しているものは、256件（前年225件）であり、排出原因別では、取扱不注意が93件（前年60件）と最も多く、次いで送油管やホース等の破損が48件（前年55件）、船舶海難が44件（前年50件）、故意が16件（前年29件）の順となっています。

また、排出原因の中で、17%を占めている船舶海難の内容は、浸水、転覆、乗揚げ、衝突、火災、沈没がありました。

油による海洋汚染(排出源別)

排出源判明分の排出原因別



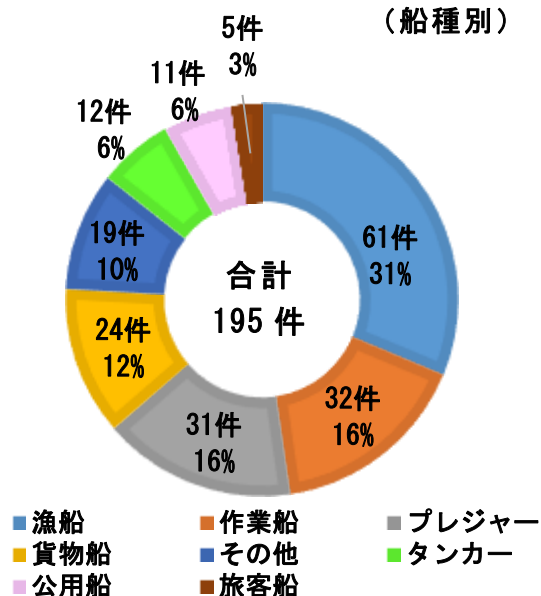
(1) 船舶からの油排出による海洋汚染

ア 海洋汚染確認件数

船舶からの油排出による海洋汚染は、合計195件（前年167件）が確認されています。

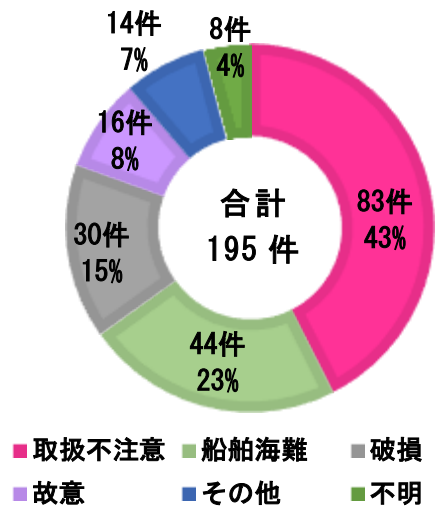
船舶の船種別では、漁船が61件（前年57件）と最も多く、次いで作業船が32件（前年16件）、プレジャーボートが31件（前年32件）、貨物船が24件（前年22件）、タンカーが12件（前年15件）、公用船11件（前年7件）、旅客船5件（前年3件）の順となっています。

船舶からの油排出による海洋汚染 (船種別)



排出原因別では、取扱不注意が83件（前年48件）と最も多く、次いで船舶海難が44件（前年50件）、破損が30件（前年38件）、故意が16件（前年26件）の順となっています。

船舶からの油排出による海洋汚染
（排出原因別）



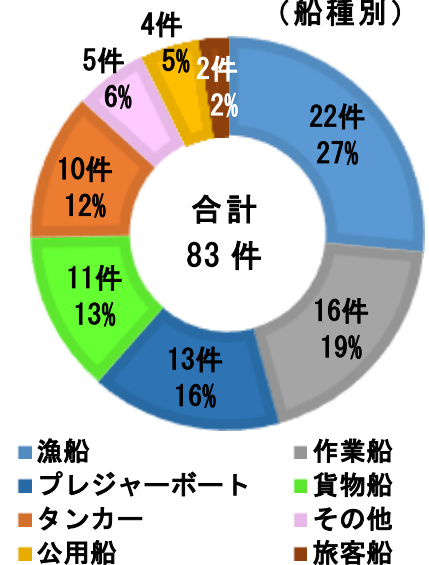
イ 海洋汚染の特徴

船舶からの油排出による海洋汚染のうち、43%が取扱不注意によるものとなっています。

（ア）船種別

種別では、漁船が22件（前年9件）と最も多く、次いで、作業船が16件（前年3件）、プレジャーボートが13件（前年5件）、貨物船が11件（前年14件）、タンカーが10件（前年7件）の順となっています。

取扱不注意による油排出
（船種別）

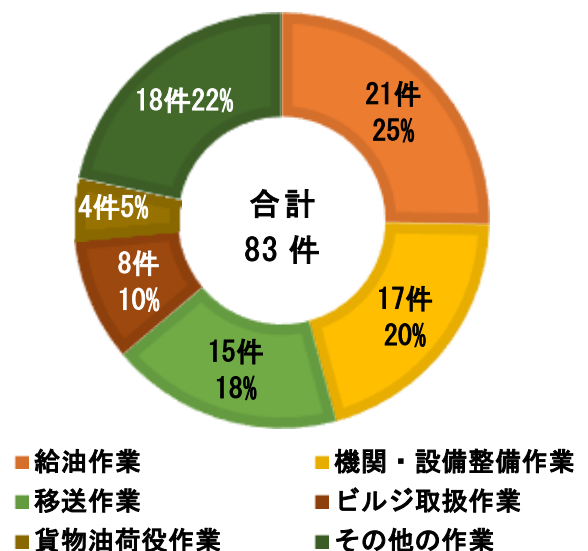


（イ）作業内容別

取扱不注意による油排出が起きた際の作業内容とその件数は、給油作業及び油の移送作業※を併せたものが36件（前年24件）、機関・設備整備作業が17件（前年3件）、ビルジ取扱作業が8件（前年6件）、貨物油荷役作業が4件（前年2件）となっています。

※「移送作業」とは、ポンプ等を使用し、船舶内で燃料油等をタンクからタンクへ移動させる作業のことです。

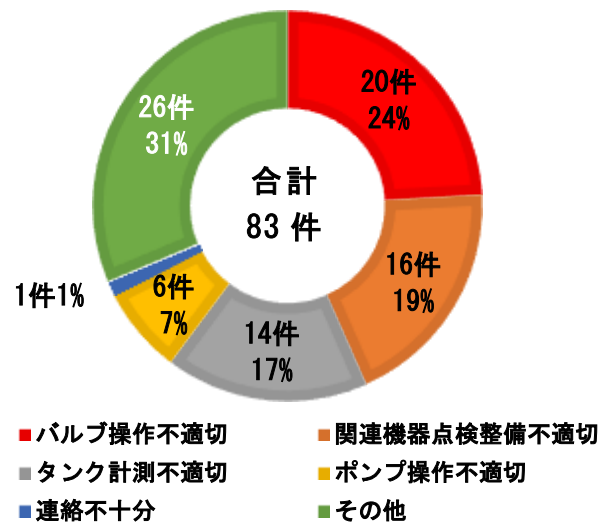
取扱不注意による油排出（作業別）



(ウ) 原因別

取扱不注意による油排出に至った際の原因とその件数は、バルブ操作不適切が 20 件（前年 9 件）と最も多く、次いで関連機器点検整備不適切が 16 件（前年 6 件）、タンク計測不適切が 14 件（前年 13 件）、ポンプ操作不適切が 6 件（前年 6 件）、連絡不十分 1 件（前年 1 件）の順となっています。

取扱不注意による油排出
(原因作業別)



a バルブ操作不適切

不適切なバルブ操作に起因する油排出事案 20 件のうち、船種別では、貨物船と作業船が 6 件と最も多く、次いで漁船が 3 件、タンカーが 2 件、旅客船、公用船、その他は 1 件ずつとなっています。

また、不適切なバルブ操作のうち、燃料・潤滑油等の搭載又は移送で発生するバルブ開閉のためのバルブ操作のミスが 14 件となっており、約 4 分の 3 を占めています。

バルブ操作不適切による油流出事案全てが、作業開始前後に、関連するバルブ開閉状態の点検を的確に実施していれば防ぐことができる可能性が非常に高いものとなっています。

b 関連機器点検整備不適切

不適切な関連機器点検整備に起因する油流出事案 16 件のうち、作業別でみると燃料・潤滑油等の搭載又は移送で発生したものは 4 件で、残りは機関・設備整備作業時等に起因するものとなっています。点検整備不適切が認められた箇所は、送油管、燃料取入バルブ、ビルジポンプ、係船装置、ウインチ、船外機等です。

船種別では、漁船と作業船が各 4 件のほか、貨物船、公用船、プレジャーボートが各 2 件となっています。

再発防止策としては、日頃の関連機器点検整備において、経年劣化による破損や固着による作動不良に対して注意を払い、適宜補修等を行うことが必要です。

c タンク計測不適切

不適切なタンク計測に起因する油流出事案 14 件のうち、油の移送中のものが 6 件、給油中のものが 5 件、貨物油荷役中のものが 3 件となっています。

船種別では、漁船が 7 件と最も多く、次いでタンカーと作業船が各 3 件、プレジャーボートが 1 件で発生しています。

不適切なタンク計測による油流出事案のほとんどが、給油、移送等をする予定のタンク残量の計測を行うことなく見込みで把握し、さらに給油、移送等の量も見込みで実施したことにより発生していることから、作業開始前及び作業中にタンク残量を計測し、移送量等を正確に把握していれば防ぐことができた可能性が非常に高いものとなっています。

d ポンプ操作不適切

不適切なポンプ操作に起因する油流出事案 6 件は、燃料油やビルジの移送中、不用意に持ち場を離れ、ポンプの停止が遅れたことにより船外に油が排出されたものです。

船種別では、タンカーと漁船が各 2 件で、次いでプレジャーボートと帆船が 1 件ずつとなっています。

油の移送中や給油中に持ち場を離れる場合、油の排出防止のため、代役を立てる又は作業の一時中断等の対応が必要です。

誤って起動ボタンを押してしまうことを防止するためには、注意を呼び掛ける警告の表示やボタンにカバーを設置するなどの措置が有効です。

ウ 油の海上への流出を防止する措置

油の海上への流出を防止する措置として、オーバーフロータンク（燃料漏油防止タンク）の設置、スカッパー（排水口）の閉鎖があります。

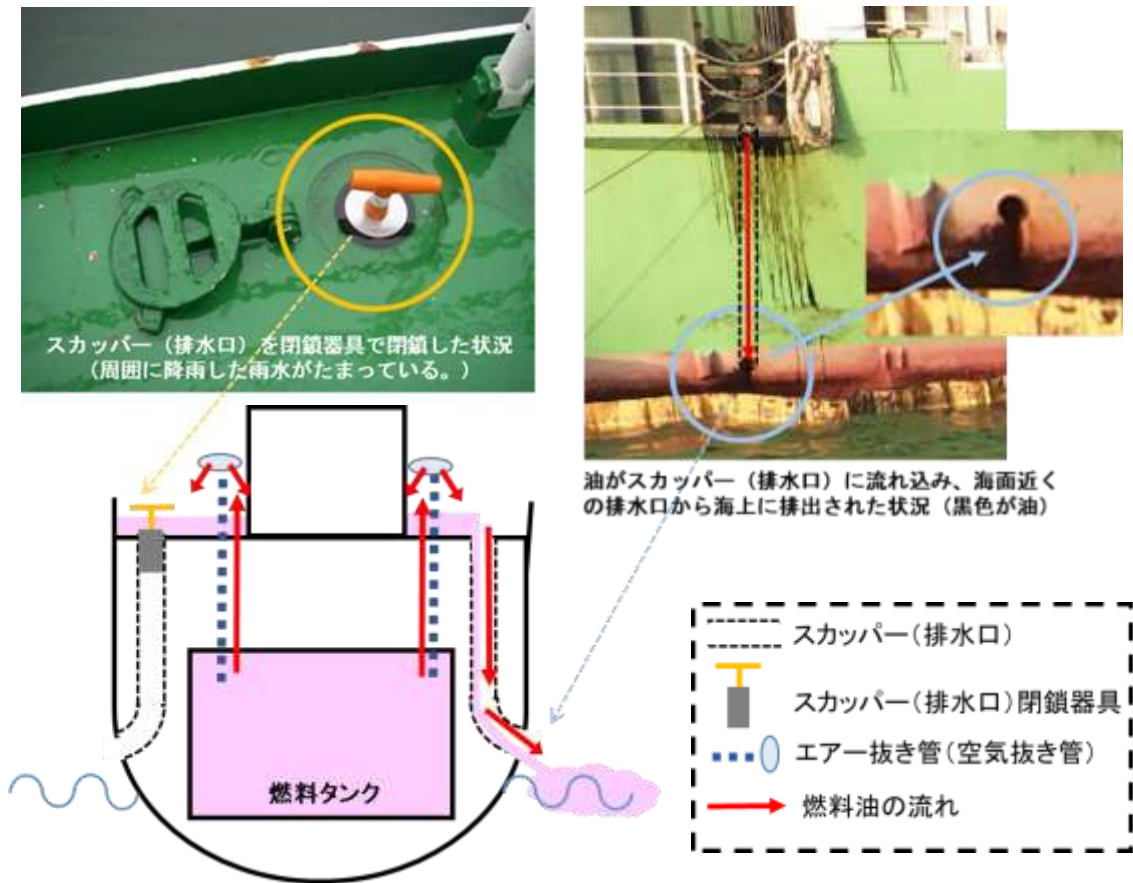
給油又は船内タンク間での油の移送を行う際は、燃料タンク等のエア抜き管（空気抜き管）にオーバーフロータンクを設置、あわせてスカッパー（排水口）の閉鎖を行うことで、エア抜き管から油があふれても、オーバーフロータンク内に一定量の貯油が可能であり、万が一、オーバーフロータンクから油が甲板上にあふれ出た場合も、スカッパーの閉鎖により船外への流出量を抑えることができます。

また、これら器具の使用にあたっては、オーバーフ



ロータンのナイロン製部品やスカッパ閉鎖器具のゴムについて劣化していないかなどの点検が重要です。

このほか、機器の整備作業等で甲板上に流出した油が、雨によりスカッパから流出した事案も発生しており、給油や移送の実施に関わらず甲板上に油が流出するおそれがある場合、スカッパの閉鎖及び同器具の作動確認等を確実に行うことが、油流出防止において有効です。



～海洋汚染事例 1（船舶からの油排出による海洋汚染）～

バルブ操作不適切など取扱不注意が原因となった油排出

1 排出に至る経緯

貨物油や燃料油を他のタンクに移送作業中、不適切なバルブ操作、誤った計測、ポンプの操作不適切などの取扱不注意が原因となり貨物油等がタンクからオーバーフローしたものの。

2 防止策

貨物油等の移送作業を実施する際には、以下、①～④の事項を遵守すること。

① 移送前には、次の2点を確実に確認すること。

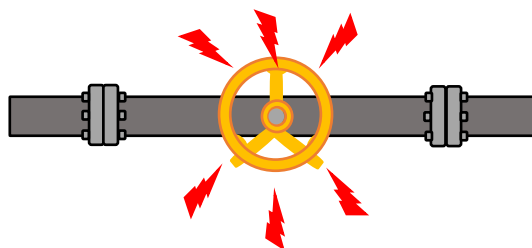
- ・ 移送の配管経路及びバルブ切り替え状況
- ・ 移送先のタンク内の現在量

② 移送中は定期的に測深尺等でタンク内の量を計測する。

③ 移送作業中は他の作業に従事しない。

他の作業に従事する場合は、代理を立てるほか、タイマーを使用する等により、失念を防ぐ。

④ 不測の事態における海上への油の流出を防止するため、エア抜き管へのオーバーフロータンクの設置、スカッパー（排水口）の確実な閉鎖のほか、各作業者との連絡体制を維持すること。



～海洋汚染事例 2（船舶からの油排出による海洋汚染）～

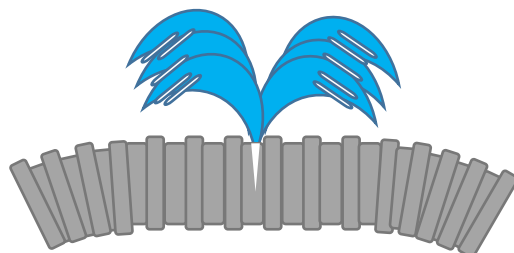
送油管の確認不十分など不適切な関連機器等の点検が原因となった油排出

1 排出に至る経緯

海水や風雨などに晒されたことによる経年劣化に伴い、送油管（ホース）に亀裂が生じ、貨物油等が流出したものの。

2 防止策

ホースの状況を定期的に点検整備するほか、長期間、使用していなかった場合には、使用前に亀裂や劣化の状況等を確認し、必要に応じて整備又は交換すること。



～海洋汚染事例3（船舶からの油排出による海洋汚染）～

不適切な保守管理によって船舶が沈没したことが原因となった油排出

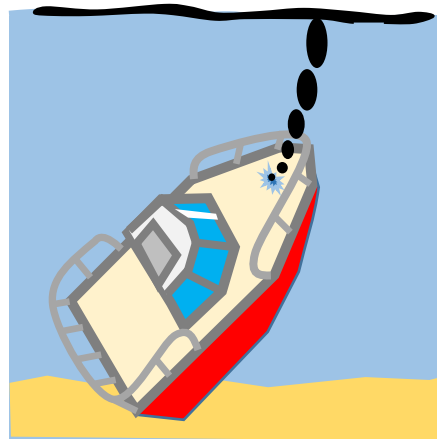
1 排出に至る経緯

約3年間、適切な保守管理がなされていなかった作業船の甲板に破孔や亀裂等が生じたうえ、雨水が船内に流入し海底に沈没したため、搭載していた燃料油の全量（重油・約200リットル）が流出したものの。

2 防止策

係留船舶の保守管理に対する責任体制を明確にするほか、船主として適正な保守管理が徹底されているかを定期的に確認する。

また、不要となった船舶は、法令の定めるところにより適切に廃棄する。



～海洋汚染事例4（陸上からの不要物廃棄による海洋汚染）～

岸壁や海岸等の陸上から海域への不要物の廃棄

1 排出に至る経緯

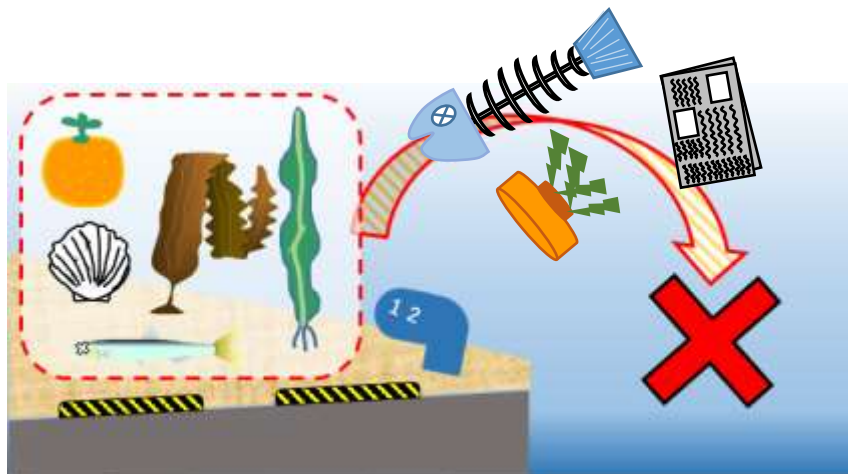
家庭や加工場等で発生した不要物を海域に投棄したものの。

<不要物として廃棄された事例>

- ① 家庭で不要となったもの（生ごみ、紙、灰・燃え殻、ティッシュ等）
- ② 加工場や船で不要となったもの（海藻の茎、魚貝類の皮・内臓・殻・死骸等）
- ③ 栽培過程で不要となったもの（野菜くず・果物の腐敗物等）
- ④ 粗大ゴミ（水上オートバイ、ソファ等）

2 防止策

関係法令や各市町村に定められた廃棄方法に従って廃棄する。

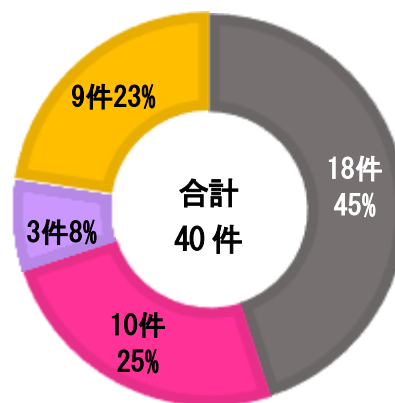


(2) 陸上からの油排出による海洋汚染

ア 海洋汚染確認件数

陸上からの油排出による海洋汚染は、40件（前年49件）確認されています。排出原因は、破損が18件（前年17件）と最も多く、次いで取扱不注意が10件（前年12件）の順となっており、故意は0件（前年3件）でした。

陸上からの油排出による海洋汚染（排出原因別）



■破損 ■取扱不注意 ■不明 ■その他

イ 海洋汚染の特徴

陸上からの油排出による海洋汚染のうち、事業者による油排出が14件（前年21件）、一般市民が7件（前年6件）、漁業関係者が4件（前年4件）の順で、その他（原因者不明）が15件（前年18件）となっています。

4 有害液体物質による海洋汚染（資料3、4参照）

(1) 海洋汚染確認件数

有害液体物質による海洋汚染は14件（前年1件）確認されており、前年に比べ増加しています。

排出源は、船舶（ケミカルタンカー）からが6件、陸上の事業者からが8件となっております。

(2) 海洋汚染の特徴

ア 船舶からの有害液体物質排出

船舶からの有害液体物質排出は、故意によるものが5件です。その主な内容は、積み荷である大豆油、トウモロコシ油などの貨物艙洗浄水を本邦の領海内において排出したものです。

このほか、破損によるものが1件であり、配管の継ぎ目から二塩化エチレンが漏洩したものでした。

イ 陸上からの有害液体物質排出

陸上からの有害液体物質排出は、破損によるものが4件、取扱不注意によるものが3件、強雨による不可抗力によって発生したものが1件でした。

5 廃棄物による海洋汚染（資料3参照）

（1）海洋汚染確認件数

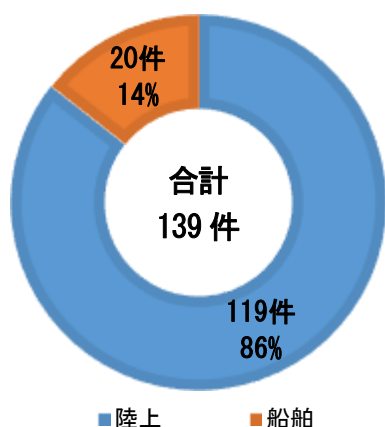
廃棄物による海洋汚染は、139件（前年158件）が確認されています。

排出源別では、陸上からの廃棄物排出が119件（前年148件）と前年に比べて減少しており、船舶からの廃棄物排出が20件（前年10件）となっています。

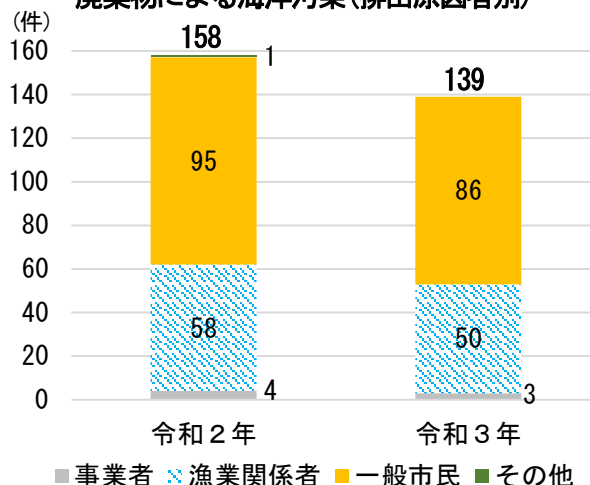
廃棄物による海洋汚染139件のうち、一般市民によるものは86件（前年95件）で、その多くが「家庭ごみ」の不法投棄によるものとなっています。

漁業関係者によるものは50件（前年58件）で、漁業活動で発生した「残さ」や不要となった「漁具等」の不法投棄によるものとなっています。

廃棄物による海洋汚染(排出源別)



廃棄物による海洋汚染(排出原因者別)

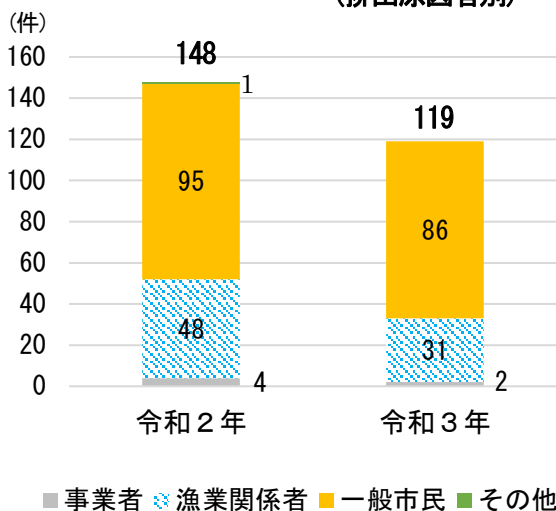


（2）海洋汚染の特徴

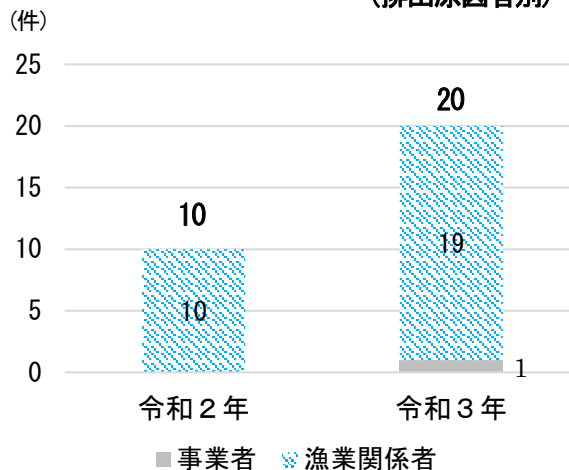
陸上からの廃棄物排出による海洋汚染119件（前年148件）のうち、一般市民によるものが86件（前年95件）、漁業関係者によるものは31件（前年48件）となっており、いずれも前年に比べ減少しています。

船舶からの廃棄物排出による海洋汚染20件（前年10件）のうち、漁業関係者によるものが19件（前年10件）、事業者によるものが1件（前年0件）となっており、前年に比べ増加しています。

陸上からの廃棄物排出による海洋汚染(排出原因者別)



船舶からの廃棄物排出による海洋汚染(排出原因者別)



～海洋汚染事例（廃棄物による海洋汚染）～

1 一般市民が排出した「家庭ごみ」による海洋汚染

一般市民は、家庭で不要となったごみ（プラスチック製品・家電製品、紙類等）約 9 キログラムを海面に投棄したものを。

2 漁業関係者が排出した「魚」、「漁具」による海洋汚染

漁業関係者は、岸壁上で漁獲物を選別し、不要となった魚（約 785 キログラム）を漁港内の海面に投棄したものを。

また、別の漁業関係者は、不要となったカキいかだ（約 276 キログラム）を放置し投棄したものを。

（両事案ともに廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙）



投棄された魚



投棄されたカキいかだ

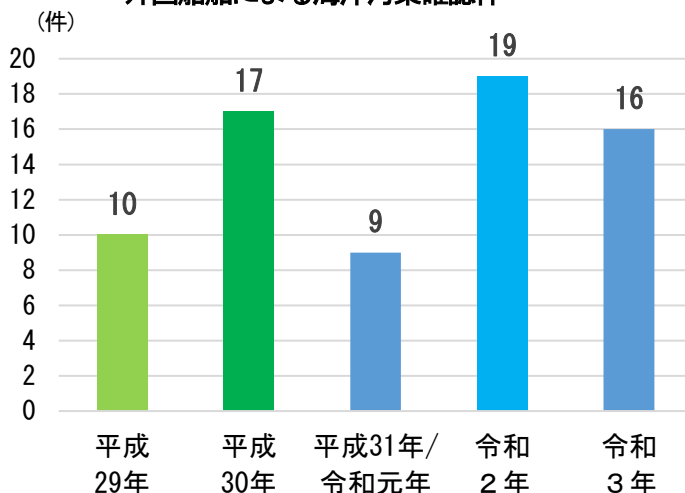
6 外国船舶による海洋汚染（資料 6 参照）

令和 3 年の海洋汚染確認件数 493 件のうち、外国船舶による海洋汚染は 16 件（前年 19 件）で、油による海洋汚染が 16 件（前年 19 件）となっています。

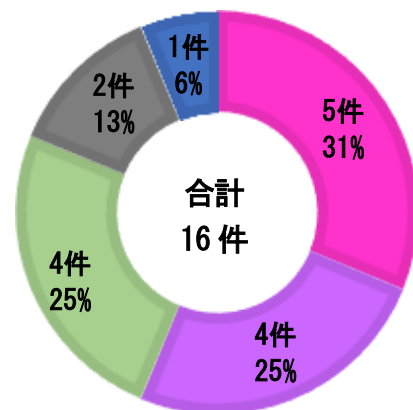
また、海域別に見ると我が国領海内が 15 件、領海外が 1 件となっています。

原因別では、取扱不注意が 5 件（前年 9 件）、破損が 4 件（前年 8 件）、船舶海難が 4 件（前年 2 件）の順となっています。

外国船舶による海洋汚染確認件



外国船舶による海洋汚染確認件数（原因別）



■取扱不注意 ■破損 ■船舶海難 ■不明 ■その他

II 海洋環境保全のための海上保安庁の取組状況

海洋汚染は、大半が人為的要因により発生している現状であり、これを防止するためには、国民の皆様には海上環境関係法令の遵守や海洋環境保全への意識を高めていただくことが重要です。

このため、海上保安庁では、自治体や海上保安協会等関係機関やボランティアの方々と連携し、「未来に残そう青い海」をスローガンに全国各地で海洋環境保全を目的とした指導・啓発活動を実施し、身近なごみが海洋汚染に結び付く現状について理解の促進を図っています。

特に、毎年6月ごろを「海洋環境保全推進月間」として、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会等による指導、若年層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室等の啓発活動を重点的に実施しています。

また、近年、海洋プラスチックごみによる海洋汚染は地球規模の課題となっており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでも議題として取り上げられました。我が国では環境省を中心に官民連携した取組を推進しており、当庁においても、日本財団等が推進する「海と日本プロジェクト」^{※1}及び同プロジェクトを基盤とした取組である「CHANGE FOR THE BLUE」と連携し、「海ごみゼロウィーク」一斉清掃^{※2}への協力・参加等も行っています。

なお、令和3年においては、地域の感染状況を鑑みながら、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底したうえでこれらの活動を行いました。その主な状況は、次のとおりです。

| | | |
|------------|--------|------------------------|
| ○海洋環境保全講習会 | 45回 | (773人) |
| ○訪船指導 | 1,378隻 | |
| ○訪問指導 | 328か所 | |
| ○海洋環境保全教室 | 77回 | (4,080人) |
| ○漂着ごみ分類調査 | 142か所 | (12,859人 ごみ袋 18,023袋) |

※1 「海と日本プロジェクト」とは、海で進行している環境の悪化などの現状を、子供たちをはじめ全国の人たちが「自分ごと」としてとらえ、海を未来へ引き継ぐアクションの輪を広げていくため、公益財団法人 日本財団、総合海洋政策本部、国土交通省の旗振りのもと、オールジャパンで推進するプロジェクトです。

※2 「海ごみゼロウィーク」一斉清掃とは、環境省及び公益財団法人 日本財団が平成31年2月から推進している共同事業の1つであり、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後までの期間を「海ごみゼロウィーク」として、同期間中に海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動を行い、その取組結果を世界へ発信する取組です。

1 海洋環境保全講習会

海事・漁業関係者、港湾事業者、マリナーレジャー関係者等を対象に、海洋汚染の現状、受講者の事業内容等に応じた油の排出防止及び廃棄物の適正処理並びに海上環境関係法令の遵守等について講習を行っています。



オンラインによる海洋環境保全講習会

2 訪船指導及び訪問指導

漁船等の船舶及び海事関係企業並びにマリンレジャー活動の関係者を個別に訪問して、油の排出防止や廃棄物等の適正処理等について指導を行っています。



訪船指導



漁業協同組合への訪問指導

3 海洋環境保全教室

若年層を含む一般市民を対象に、海洋環境保全思想の普及を行っており、年齢構成に応じ、環境紙芝居の上演、漂着ごみ分類調査、簡易水質測定^{※3}等を織り交ぜるなど創意工夫をし、身近なごみが海洋汚染に結びつく現状を体感できる内容となるよう努めています。



若年層に対する海洋環境保全教室



簡易水質測定器を使用した簡易水質測定

※3 「簡易水質測定」とは、試薬が封入されたポリエチレンチューブ（簡易水質測定器）の中に水を吸い込み、指定時間後に標準色と比べることで水の汚れ等を測定するもので、小学生でも簡単に身近な海、川等の水の汚れを測定・観察することができます。

4 「海ごみゼロウィーク」一斉清掃

「海ごみゼロウィーク」一斉清掃では、全国の海岸で多くの参加者とともにごみの海浜清掃活動を行い、これに併せて漂着ごみ分類調査、海洋環境保全教室等を行うことで、多くの参加者の方々に身近なごみが海洋汚染に結びつく現状を体感してもらう等、海洋環境保全の意識高揚につなげるための活動を行いました。



漂着ごみ分類調査

5 電光掲示板等を活用した啓発活動

水族館、スタジアム、ショッピングモール等の集客施設、空港、駅等の公共施設、多くの方々が訪れるイベント会場等において、電光掲示板、横断幕、ポスター、環境パネル等を活用して海洋環境保全思想の普及・啓発を行いました。



水族館における啓発活動



スタジアムにおける啓発活動



空港における啓発活動

6 報道機関を通じた啓発活動の実施

テレビやラジオ等の各種報道機関を通じて、スローガン「未来に残そう青い海」のほか、海洋汚染の実情等を周知し、海洋環境保全思想の普及を行いました。

～未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクールの開催～

海上保安庁では、将来を担う小中学生の子どもたちに海洋環境について考える機会を提供することで海への関心を高め、海洋環境保全思想の普及とともに、海上保安業務への理解の促進を図ることを目的として、公益財団法人海上保安協会との共催で「未来に残そう青い海・海上保安庁図画コンクール」を開催しています。

第22回を迎えた図画コンクールは、応募者が手軽に描いてポストに投函できる「はがきサイズ」で図画作品を募集し、全国の小中学生から15,489点の応募がありました。審査及び選考の結果、特別賞（国土交通大臣賞）、海上保安庁長官賞等の受賞作品が決定しました。

全国で開催される海洋環境保全思想の普及に関するイベントや広報などで、受賞作品をはじめ、応募された図画作品を活用しています。



特別賞（国土交通大臣賞／小学生高学年の部から選考）



長官賞（小学生低学年の部）



長官賞（小学生高学年の部）



長官賞（中学生の部）

まとめ

1 令和3年の海洋環境保全活動の重点項目

海上保安庁では、令和2年における海洋汚染の発生原因の傾向を踏まえ、令和3年の海洋環境保全推進活動の重点項目を次の項目として定め、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、指導・啓発活動を実施しました。

(1) 油及び有害液体物質による海洋汚染への対応について

油及び有害液体物質による海洋汚染については、主として海事関係者、漁業関係者等に対して、海洋環境保全講習会、訪船等を行い、初歩的なミスによる排出を防止するための指導を行いました。

また、油の排出原因としては、取扱不注意に次いで船舶海難によるものが多いことから、海難防止についても併せて指導を実施しました。

(2) 廃棄物による海洋汚染への対応について

廃棄物による海洋汚染については、主として漁業関係者、若年層を含む一般市民等に対して、訪問、海洋環境保全教室、漂着ごみ分類調査等を行い、不法投棄防止の呼びかけ、廃棄物が漁業及び海洋環境に与える影響についての啓発を行いました。

また、近年、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ（以下「海洋プラスチックごみ等」という。）が海洋環境や生態系に及ぼす影響について懸念されていることから、発生の抑制についても啓発を実施しました。

2 令和3年の海洋汚染の傾向

近年の海洋汚染確認件数は、400件前後で推移しておりましたところ、令和3年は493件となり過去10年間で最多となりました。

(1) 油による海洋汚染確認件数について

陸上及び船舶からの油の排出は、前年と比べて46件増加しました。

ア 陸上からの油排出による海洋汚染確認件数

主な排出原因は、破損によるものが18件、取扱不注意によるものが10件であり、前年と比べて減少しました。

イ 船舶からの油排出による海洋汚染確認件数

主な排出原因は、取扱不注意によるものが83件、船舶海難によるものが44件、破損によるものが30件であり、前年と比べて増加しました。

(2) 有害液体物質による海洋汚染確認件数について

陸上の事業所からの排出によるものが8件、船舶（ケミカルタンカー）からの排出によるものが6件であり、前年と比べて13件増加しました。

(3) 廃棄物による海洋汚染確認件数について

陸上からの排出によるものが119件、船舶からの排出によるものが20件であり、前年と比べて29件減少しており、全てが不法投棄によるものでした。

排出原因者別の廃棄物の主な内容は、一般市民は「家庭ごみ」、漁業関係者は漁業活動で発生する「残さ」及び「漁具等」でした。

3 今後の海上保安庁の取組

海上保安庁では、人為的要因による海洋汚染の根絶及び海洋環境保全の意識高揚につなげるため、次の活動を展開します。

(1) 油及び有害液体物質による海洋汚染への対応について

油及び有害液体物質による海洋汚染については、海事・漁業関係者ごとの海洋環境保全講習会、訪船指導等を実施し、不注意やミスによる排出の防止及び排出を防止する措置の実施を指導します。

(2) 廃棄物による海洋汚染への対応について

廃棄物による海洋汚染については、海洋環境保全教室、訪問指導、漂着ごみ分類調査等を通じ、主に若年層を含む一般市民、漁業関係者等に対し、不法投棄防止の呼びかけを行い、廃棄物や海洋プラスチックごみ等が海洋環境に与える影響などについての啓発活動を実施します。



船舶海難による浮流油の状況



海洋環境保全教室による啓発活動



海洋環境保全思想を普及する壁画作成

資料 1 物質別海洋汚染確認件数（過去10年分）

（単位：件）

| | | 油 | 廃棄物 | 有害液体 物質 | その他 | 合計 | 前年比 |
|---------------------------|----|-----|-----|------------|-----|-----|------|
| 平成24年 (2012年) | 件数 | 244 | 116 | 11 | 11 | 382 | 76% |
| | 割合 | 64% | 30% | 3% | 3% | | |
| 平成25年 (2013年) | 件数 | 257 | 187 | 3 | 8 | 455 | 119% |
| | 割合 | 56% | 41% | 1% | 2% | | |
| 平成26年 (2014年) | 件数 | 235 | 128 | 3 | 14 | 380 | 84% |
| | 割合 | 62% | 34% | 1% | 4% | | |
| 平成27年 (2015年) | 件数 | 247 | 112 | 9 | 24 | 392 | 103% |
| | 割合 | 63% | 29% | 2% | 6% | | |
| 平成28年 (2016年) | 件数 | 293 | 111 | 21 | 12 | 437 | 111% |
| | 割合 | 67% | 25% | 5% | 3% | | |
| 平成29年 (2017年) | 件数 | 286 | 125 | 8 | 6 | 425 | 97% |
| | 割合 | 67% | 29% | 2% | 1% | | |
| 平成30年 (2018年) | 件数 | 283 | 113 | 5 | 13 | 414 | 97% |
| | 割合 | 68% | 27% | 1% | 3% | | |
| 平成31年/ 令和元年 (2019年) | 件数 | 275 | 144 | 3 | 10 | 432 | 104% |
| | 割合 | 64% | 33% | 1% | 2% | | |
| 令和2年 (2020年) | 件数 | 286 | 158 | 1 | 8 | 453 | 105% |
| | 割合 | 63% | 35% | 0% | 2% | | |
| 令和3年 (2021年) | 件数 | 332 | 139 | 14 | 8 | 493 | 109% |
| | 割合 | 67% | 28% | 3% | 2% | | |

（注） 「その他」とは、工場排水等である。

資料2 海域別海洋汚染確認件数(過去5年分)

(単位:件)

| 年 | 種類 | 海 域 | | | | | | | | | | 合 計 | |
|------------|-----|--------|------|-----|-----|-----|------------------|------|------|-------|------|-----|-----|
| | | 北海道沿岸 | 本州東岸 | 東京湾 | 伊勢湾 | 大阪湾 | (瀬戸内海 大阪湾を除く) | 本州南岸 | 九州沿岸 | 日本海沿岸 | 南西海域 | | |
| 平成29年 | 油 | 33 | 24 | 31 | 11 | 11 | 69 | 22 | 35 | 30 | 20 | 286 | |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| | | 廃棄物 | 27 | 28 | 0 | 24 | 1 | 14 | 6 | 4 | 21 | 0 | 125 |
| | | その他 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 6 |
| | | 小計 | 28 | 28 | 2 | 24 | 2 | 21 | 7 | 4 | 23 | 0 | 139 |
| 計 | 61 | 52 | 33 | 35 | 13 | 90 | 29 | 39 | 53 | 20 | 425 | | |
| 平成30年 | 油 | 26 | 18 | 25 | 12 | 7 | 49 | 33 | 40 | 43 | 30 | 283 | |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| | | 廃棄物 | 15 | 14 | 2 | 32 | 1 | 8 | 7 | 11 | 22 | 1 | 113 |
| | | その他 | 2 | 3 | 0 | 2 | 0 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 13 |
| | | 小計 | 17 | 17 | 2 | 36 | 1 | 12 | 9 | 11 | 23 | 3 | 131 |
| 計 | 43 | 35 | 27 | 48 | 8 | 61 | 42 | 51 | 66 | 33 | 414 | | |
| 平成31年/令和元年 | 油 | 26 | 19 | 26 | 15 | 11 | 55 | 15 | 50 | 26 | 32 | 275 | |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| | | 廃棄物 | 17 | 38 | 0 | 28 | 1 | 22 | 1 | 12 | 24 | 1 | 144 |
| | | その他 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 2 | 1 | 10 |
| | | 小計 | 17 | 39 | 0 | 30 | 3 | 24 | 1 | 15 | 26 | 2 | 157 |
| 計 | 43 | 58 | 26 | 45 | 14 | 79 | 16 | 65 | 52 | 34 | 432 | | |
| 令和2年 | 油 | 14 | 31 | 12 | 17 | 10 | 77 | 17 | 57 | 29 | 22 | 286 | |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 廃棄物 | 18 | 32 | 0 | 49 | 5 | 32 | 0 | 8 | 14 | 0 | 158 |
| | | その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 5 | 0 | 8 |
| | | 小計 | 18 | 32 | 1 | 49 | 5 | 34 | 0 | 9 | 19 | 0 | 167 |
| 計 | 32 | 63 | 13 | 66 | 15 | 111 | 17 | 66 | 48 | 22 | 453 | | |
| 令和3年 | 油 | 30 | 34 | 24 | 15 | 10 | 77 | 22 | 49 | 38 | 33 | 332 | |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| | | 廃棄物 | 25 | 20 | 12 | 25 | 2 | 28 | 5 | 10 | 10 | 2 | 139 |
| | | その他 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 2 | 1 | 0 | 8 |
| | | 小計 | 25 | 21 | 15 | 25 | 3 | 37 | 10 | 12 | 11 | 2 | 161 |
| 計 | 55 | 55 | 39 | 40 | 13 | 114 | 32 | 61 | 49 | 35 | 493 | | |

(注) 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。

資料3 排出源別海洋汚染確認件数（過去5年分）

（単位：件）

| 年 | 排出源 種類 | 判 明 | | | | | | | | | | | | | | 不 明 | 合 計 | |
|------------|-----------|-----|------|----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|------|-----|----|--------|--------|-----|
| | | 船 | | | | | | | 陸 上 | | | | | | | | | |
| | | 貨物船 | タンカー | 漁船 | 旅客船 | 公用船 | 作業船 | ボレジャー | その他 | 小計 | 事業者 | 漁業関係者 | 一般市民 | その他 | 小計 | | | その他 |
| 平成29年 | 油 | 17 | 15 | 50 | 7 | 8 | 12 | 28 | 0 | 137 | 16 | 1 | 5 | 22 | 15 | 174 | 112 | 286 |
| | 油以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 有害液体物質 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 8 | 0 | 8 |
| | 廃棄物 | 1 | 1 | 9 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 12 | 0 | 73 | 40 | 113 | 0 | 125 | 0 | 125 |
| | その他 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 0 | 6 | 0 | 6 |
| | 小計 | 3 | 5 | 10 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 19 | 3 | 77 | 40 | 120 | 0 | 139 | 0 | 139 |
| | 計 | 20 | 20 | 60 | 7 | 8 | 12 | 29 | 0 | 156 | 19 | 78 | 45 | 142 | 15 | 313 | 112 | 425 |
| 平成30年 | 油 | 15 | 19 | 64 | 6 | 11 | 20 | 17 | 13 | 165 | 27 | 0 | 9 | 36 | 2 | 203 | 80 | 283 |
| | 油以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 有害液体物質 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 5 | 0 | 5 |
| | 廃棄物 | 0 | 1 | 9 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 15 | 3 | 32 | 59 | 94 | 4 | 113 | 0 | 113 |
| | その他 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 6 | 0 | 0 | 6 | 2 | 13 | 0 | 13 |
| | 小計 | 5 | 4 | 9 | 0 | 0 | 4 | 0 | 1 | 23 | 11 | 32 | 59 | 102 | 6 | 131 | 0 | 131 |
| | 計 | 20 | 23 | 73 | 6 | 11 | 24 | 17 | 14 | 188 | 38 | 32 | 68 | 138 | 8 | 334 | 80 | 414 |
| 平成31年／令和元年 | 油 | 20 | 21 | 66 | 4 | 6 | 16 | 26 | 19 | 178 | 11 | 1 | 2 | 14 | 8 | 200 | 75 | 275 |
| | 油以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 有害液体物質 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| | 廃棄物 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 | 9 | 32 | 84 | 125 | 0 | 144 | 0 | 144 |
| | その他 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 3 | 0 | 1 | 4 | 2 | 10 | 0 | 10 |
| | 小計 | 2 | 3 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 26 | 12 | 32 | 85 | 129 | 2 | 157 | 0 | 157 |
| | 計 | 22 | 24 | 86 | 4 | 6 | 16 | 26 | 20 | 204 | 23 | 33 | 87 | 143 | 10 | 357 | 75 | 432 |
| 令和2年 | 油 | 22 | 15 | 57 | 3 | 7 | 16 | 32 | 15 | 167 | 21 | 4 | 24 | 49 | 9 | 225 | 61 | 286 |
| | 油以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 有害液体物質 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 廃棄物 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 4 | 48 | 96 | 148 | 0 | 158 | 0 | 158 |
| | その他 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 7 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 | 0 | 8 |
| | 小計 | 2 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 17 | 6 | 48 | 96 | 150 | 0 | 167 | 0 | 167 |
| | 計 | 24 | 15 | 67 | 3 | 7 | 16 | 32 | 20 | 184 | 27 | 52 | 120 | 199 | 9 | 392 | 61 | 453 |
| 令和3年 | 油 | 24 | 12 | 61 | 5 | 11 | 32 | 31 | 19 | 195 | 14 | 4 | 22 | 40 | 21 | 256 | 76 | 332 |
| | 油以外 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 有害液体物質 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 8 | 0 | 0 | 8 | 0 | 14 | 0 | 14 |
| | 廃棄物 | 0 | 0 | 19 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 20 | 2 | 31 | 86 | 119 | 0 | 139 | 0 | 139 |
| | その他 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 4 | 0 | 0 | 4 | 0 | 8 | 0 | 8 |
| | 小計 | 2 | 6 | 19 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 30 | 14 | 31 | 86 | 131 | 0 | 161 | 0 | 161 |
| | 計 | 26 | 18 | 80 | 5 | 11 | 34 | 31 | 20 | 225 | 28 | 35 | 108 | 171 | 21 | 417 | 76 | 493 |

- （注） 1. 「油以外」の欄の「その他」とは、工場排水等である。
 2. 排出源「船舶」の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。
 3. 排出源「陸上」の欄の「その他」とは、原因者が不明なものを含む。
 4. 排出源「判明」の欄の「その他」とは、海没車両、沈船、海洋施設等である。

資料4 原因別海洋汚染(排出源不明のものを除く。)確認件数
(過去5年分)

(単位:件)

| 年 | 原因 | | 故意 | 取扱不注意 | 破損 | 船舶海難 | その他 | 原因不明 | 合計 |
|------------|-----|--------|-----|-------|----|------|-----|------|-----|
| | 種類 | | | | | | | | |
| 平成29年 | 油 | | 23 | 59 | 36 | 40 | 16 | 0 | 174 |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 1 | 3 | 3 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| | | 廃棄物 | 125 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 125 |
| | | その他 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 6 |
| | | 小計 | 129 | 4 | 3 | 0 | 3 | 0 | 139 |
| 計 | | 152 | 63 | 39 | 40 | 19 | 0 | 313 | |
| 平成30年 | 油 | | 9 | 76 | 34 | 62 | 22 | 0 | 203 |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 5 |
| | | 廃棄物 | 109 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 113 |
| | | その他 | 1 | 2 | 2 | 0 | 7 | 1 | 13 |
| | | 小計 | 111 | 5 | 2 | 1 | 7 | 5 | 131 |
| 計 | | 120 | 81 | 36 | 63 | 29 | 5 | 334 | |
| 平成31年/令和元年 | 油 | | 23 | 84 | 21 | 51 | 14 | 7 | 200 |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | | 廃棄物 | 144 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 144 |
| | | その他 | 5 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 10 |
| | | 小計 | 150 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 157 |
| 計 | | 173 | 85 | 23 | 52 | 16 | 8 | 357 | |
| 令和2年 | 油 | | 29 | 60 | 55 | 50 | 31 | 0 | 225 |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 廃棄物 | 157 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 158 |
| | | その他 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | | 小計 | 165 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 167 |
| 計 | | 194 | 61 | 56 | 50 | 31 | 0 | 392 | |
| 令和3年 | 油 | | 16 | 93 | 48 | 44 | 44 | 11 | 256 |
| | 油以外 | 有害液体物質 | 5 | 3 | 5 | 0 | 1 | 0 | 14 |
| | | 廃棄物 | 139 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 139 |
| | | その他 | 6 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | | 小計 | 150 | 3 | 7 | 0 | 1 | 0 | 161 |
| 計 | | 166 | 96 | 55 | 44 | 45 | 11 | 417 | |

- (注) 1. この表は、排出源が判明したもののみを対象としている。
 2. 油以外の欄の「その他」とは、工場排水等である。
 3. 原因の欄の「その他」とは、海没車両、沈船、海洋施設等である。

資料5-1 船舶からの油排出による海洋汚染
排出原因及び船種別

(単位：件)

| 排出原因 船種 | 取扱 不注意 | 船舶海難 | 破損 | 故意 | その他 | 合計 |
|------------|-----------|------|----|----|-----|-----|
| 貨物船 | 11 | 5 | 5 | 0 | 3 | 24 |
| タンカー | 10 | 0 | 2 | 0 | 0 | 12 |
| 漁船 | 22 | 21 | 2 | 7 | 9 | 61 |
| 旅客船 | 2 | 0 | 1 | 2 | 0 | 5 |
| 公用船 | 4 | 0 | 6 | 0 | 1 | 11 |
| 作業船 | 16 | 6 | 9 | 1 | 0 | 32 |
| プレジャーボート | 13 | 9 | 3 | 1 | 5 | 31 |
| その他 | 5 | 3 | 2 | 5 | 4 | 19 |
| 計 | 83 | 44 | 30 | 16 | 22 | 195 |

- (注) 1. 排出原因の欄の「その他」は、内容が不明なものを含む。
2. 船種の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。

資料5-2 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）
作業内容及び船種別

(単位：件)

| 作業内容 船種 | 給油作業 | 移送作業 | 貨物油 荷役作業 | 機関・設備 整備作業 | ビルジ 取扱作業 | その他の 作業 | 合計 |
|------------|------|------|-------------|---------------|-------------|------------|----|
| 貨物船 | 3 | 2 | 1 | 4 | 0 | 1 | 11 |
| タンカー | 4 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 10 |
| 漁船 | 3 | 5 | 2 | 4 | 2 | 6 | 22 |
| 旅客船 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| 公用船 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| 作業船 | 8 | 5 | 0 | 1 | 0 | 2 | 16 |
| プレジャーボート | 2 | 0 | 0 | 3 | 2 | 6 | 13 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5 |
| 計 | 21 | 15 | 4 | 17 | 8 | 18 | 83 |

- (注) 1. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、バラスト水注水作業等である。
2. 船種の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。

資料5-3 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）
取扱不注意の原因及び船種別

（単位：件）

| 取扱不注意の原因 船種 | バルブ 操作不適切 | タンク 計測不適切 | ポンプ 操作不適切 | 関連機器 点検整備 不適切 | 連絡不十分 | その他 | 合計 |
|----------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|-------|-----|----|
| 貨物船 | 6 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 11 |
| タンカー | 2 | 3 | 2 | 1 | 0 | 2 | 10 |
| 漁船 | 3 | 7 | 2 | 4 | 0 | 6 | 22 |
| 旅客船 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 公用船 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 4 |
| 作業船 | 6 | 3 | 0 | 4 | 0 | 3 | 16 |
| プレジャーボート | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 9 | 13 |
| その他 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 5 |
| 計 | 20 | 14 | 6 | 16 | 1 | 26 | 83 |

- （注） 1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、船体動揺による転倒の不可抗力によるもの等である。
2. 船種の欄の「その他」とは、帆船、台船等である。

資料5-4 船舶からの油排出による海洋汚染（取扱不注意）
取扱不注意の原因及び作業内容

（単位：件）

| 取扱不注意の原因 作業内容 | バルブ 操作不適切 | タンク 計測不適切 | ポンプ 操作不適切 | 関連機器 点検整備 不適切 | 連絡不十分 | その他 | 合計 |
|------------------|--------------|--------------|--------------|---------------------|-------|-----|----|
| 給油作業 | 9 | 5 | 0 | 3 | 0 | 4 | 21 |
| 移送作業 | 5 | 6 | 2 | 1 | 0 | 1 | 15 |
| 貨物油荷役作業 | 0 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 |
| 機関・設備整備作業 | 4 | 0 | 1 | 8 | 0 | 4 | 17 |
| ビルジ取扱作業 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 4 | 8 |
| その他の作業 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 13 | 18 |
| 計 | 20 | 14 | 6 | 16 | 1 | 26 | 83 |

- （注） 1. 取扱不注意の原因の欄の「その他」とは、船体動揺による転倒の不可抗力によるもの等である。
2. 作業内容の欄の「その他の作業」とは、バラスト水注水作業等である。

資料6 外国船舶による海洋汚染（過去5年分）

（単位：件）

| | | 29年 | 30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | |
|-------------|----------------------|--------|------|------|------|-------|------|
| 海洋汚染の発生確認件数 | 油による海洋汚染 | 日本の領海内 | 6 | 7 | 7 | 18 | 15 |
| | | 日本の領海外 | 2 | 10 | 2 | 1 | 1 |
| | | 小計 | 8 | 17 | 9 | 19 | 16 |
| | 油以外のものによる海洋汚染 | | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | | 10 | 17 | 9 | 19 | 16 |
| | （船舶起因の汚染に占める外国船舶の割合） | | （6%） | （7%） | （9%） | （10%） | （7%） |